



山形労発基 0217 第2号  
令和4年2月17日

独立行政法人労働者健康安全機構  
山形産業保健総合支援センター所長 殿

山形労働局長



除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン  
等の改正について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。）及び「電離放射線障害防止規則」（昭和47年労働省令第41号。）等を施行等するとともに、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成24年6月15日付け基発0615第6号）及び「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成25年4月12日付け基発0412第2号）を定め、その適切な実施を指導しているところです。

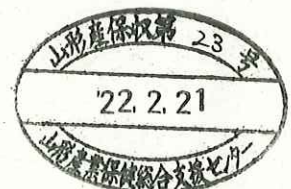
今般、令和4年2月から令和8年1月までの3箇月ごとの期間について、土壌等の放射能濃度の簡易測定に関する係数を追記するなど、これらのガイドラインが改正されました。

つきましては、貴職におかれましても、下記改正内容に御留意の上、傘下の会員事業場等に対する周知に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各ガイドラインの改正箇所については、別添参考資料を御参照ください。

記

- 1 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を別添1のとおり改めること。



2 「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を別添2のとおり改めること。

3 「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を別添3のとおり改めること。